
一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 広報部会運営規程

広報部会規程第1号
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた広報部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

広報部会は、県社士会の広報活動全般を取りまとめ、内外の関係者、関係機関に対しホームページ、その他のソーシャル・ネットサービスの更新、並びに機関誌発行等を通じて、その活動を伝えていくことを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において広報部会と称す機関を置く。
2. 広報部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする。

（機能及び事業内容）

第3条

広報部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. ソーシャル・ネットサービスを使った各種情報提供
2. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（取材の特例）

第4条

広報部員もしくは広報部の依頼を受けた者が、取材目的で県社士会の企画する研修会、セミナー等に参加する場合、その参加費は免除されることとする。

（改正）

第5条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第6条

この規程に定めるもののほか、広報部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2004年8月21日から施行する。
この規程は、2008年5月11日から施行する。
この規程は、2013年6月15日から施行する。